

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 マッコーリーキャピタル証券会社  
日本における代表者 ピーター・アースキン・イードン-クラーク

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町4 - 1  
ニューオータニガーデンコート

【報告義務発生日】 平成26年10月1日

【提出日】 平成27年4月14日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 本店所在地の変更の為

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本アジアグループ(株)
証券コード	3751
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 (マザーズ市場)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッコーリー バンク リミテッド (Macquarie Bank Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2000 シドニー マーティンプレイス 50
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和58年4月26日
代表者氏名	デニス・レオンゲ
代表者役職	エグゼクティブ・ディレクター
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	マッコーリーキャピタル証券会社 コンプライアンス部 河村 浩一
電話番号	03-3512-7939

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 4,497,500	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,497,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,497,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		4,497,500

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年10月1日現在)	V	27,640,880
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		13.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.83

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成26年9月2日	新株予約権証券	110,000	0.34	市場外	処分	
平成26年9月2日	普通株式	110,000	0.34	市場外	取得	740
平成26年9月2日	普通株式	60,000	0.19	市場外	取得	貸借
平成26年9月2日	普通株式	51,000	0.16	市場内	処分	
平成26年9月3日	新株予約権証券	150,000	0.47	市場外	処分	
平成26年9月3日	普通株式	150,000	0.47	市場外	取得	740

平成26年9月3日	普通株式	119,000	0.37	市場内	処分	
平成26年9月4日	普通株式	17,900	0.06	市場内	処分	
平成26年9月5日	普通株式	52,700	0.16	市場内	処分	
平成26年9月8日	普通株式	79,400	0.25	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

契約締結先：発行者 新株予約権の数量：合計50,000個（5,000,000株）

発行者は、契約によって定められた2年間の行使期間中におけるいずれかの日に本新株予約権を提出者に対して行使することを要請できます。しかしながら、その数量単位や行使頻度については一定の制限があります。更に、発行体は特定の条件下（例えば、発行体が非公表重要情報を有する場合など）では行使要請ができない場合があります。なお、発行体と提出者は、日本証券業協会規則等の定めるところに従って、権利行使の制限を行う旨の措置につき合意しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	19,137
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,137

## 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

## 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地